旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十六年四月七日

外務大臣　岸田　文雄

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十六年五月十一日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、外務大臣に対し異議申立てができます。異議申立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内にしなければなりません。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六か月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

一、氏　名　石井　隆
　生年月日　昭和五十五年四月三十日生
　旅券申請上の住所　埼玉県鶴ヶ島市
二、返納すべき旅券
　旅券番号　ＭＴ〇四二一一七九
　発行年月日　平成二十四年十一月六日
　旅券名義人　石井　隆
三、返納すべき理由
　当該旅券名義人は、平成二十五年十月二十一日、川越簡易裁判所から、窃盗事件の被疑者として逮捕状が発付され、平成二十六年二月七日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付の後に、旅券法第十三条第一項第二号に該当する者であることが判明したものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

北海道開発局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を下記のとおり指定する。

平成26年４月７日

北海道開発局長　澤田　和宏

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道38号	北海道釧路市大楽毛６番１から同市北園41番3131地先まで
一般国道274号	北海道釧路市阿寒町徹別原野34線41番６から同道阿寒都鶴居村字雪裡原野北23線西１番２まで
一般国道278号	北海道茅部郡鹿部町字大岩48番から同町字本別531番64まで

2　指定する期日　平成26年４月７日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成26年４月７日

北海道開発局長　澤田　和宏

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道38号	北海道釧路市大楽毛６番１から同市北園41番3131地先まで
一般国道274号	北海道釧路市阿寒町徹別原野34線41番６から同道阿寒都鶴居村字雪裡原野北23線西１番２まで
一般国道278号	北海道茅部郡鹿部町字大岩48番から同町字本別531番64まで

2　指定する期日　平成26年４月７日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高一」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、山陽自動車運送労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成26年４月14日午前８時30分以降、同組合の組合員が従事する山陽自動車運送株式会社の全職場（茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県及び広島県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成26年４月７日

厚生労働大臣　田村　憲久

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十六年三月二十日付けで指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十九条の規定に基づき公告する。

平成二十六年四月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
酒田市土地開発公社	京田西工業団地（第２期）確定測量図及び測量等調査簿	山形県酒田市京田四丁目の１部
君津市	市道5号幹線（君津市杉谷地先）用地平面図及び調査簿	千葉県君津市杉谷地先
君津市	市道6号環線（君津市常代地先）用地平面図及び調査簿	千葉県君津市常代地先
独立行政法人都市再生機構	山形広域都市計画事業蔵王みはらしの丘土地区画整理事業画地確定図及び調査簿	山形県山形市みはらしの丘一丁目、みはらしの丘二丁目、みはらしの丘三丁目、みはらしの丘四丁目、みはらしの丘五丁目の全部及び上山市みはらしの丘の全部
独立行政法人都市再生機構	一般国道８号猪子場新田南地区事故対策事業の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	岩手県盛岡市本宮字蛇屋敷、字平藤、字荒屋の各一部、本宮二丁目、本宮三丁目、本宮四丁目の各一部、本宮五丁目、本宮六丁目、本宮七丁目の各全部、西仙北二丁目の一部、向中野一丁目及び向中野二丁目の各一部、向中野三丁目、向中野四丁目、向中野五丁目